



市役所からのお知らせ

●文中「S.C」はサービスセンターの略

消費者トラブルの相談は 市民相談センターへ

悪質商法による被害や、商品・サービスに関するトラブル、アパート退去時のトラブル、多重債務など、契約や取り引きの相談に消費生活相談員が応じます。

受付時間▶午前8時30分から午後5時15分まで(平日)

●相談電話 市民相談センター消費生活担当☎(866)2016

犯罪被害者支援を 地域一体で考えませんか

4月から「第二次秋田市犯罪被害者等支援推進計画」がスタート

犯罪などの被害に遭われたかたが、被害の回復と軽減をはかり、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、市では新たに「第二次秋田市犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

犯罪被害から立ち直り、平穩に過ごせるようになるためには、地域のみなさんの理解と協力が不可欠です。犯罪被害者などのために

何ができるかを、みんなで一緒に考えていきましょう。

「犯罪被害者等支援」の総合窓口

市役所1階の市民相談センターでは、犯罪などの被害に遭われたかたからの相談に応じています。生活や福祉などの必要な手続きが1つの窓口でできるよう努めているほか、県や警察、秋田被害者支援センターなどと協力・連携しながら犯罪被害者を支援します。

●問い合わせ 市民相談センター ☎(866)2039

民間団体などが行う 活動に助成します

①②とも申請は4月28日(木)まで。詳しくは、各課へお問い合わせください。

①障がい児(者)やそのご家族などからなる団体が行う活動に助成

対象▶情報交換のできる交流会や孤立防止のための見守り活動など

詳しくは、障がい福祉課(市福祉棟1階)にある「申請の手引」をご覧ください。手引は、市ホームページからも入手できます。

障がい福祉課☎(866)2093 FAX(863)6362

②高齢者や障がい者、児童などを対象として、民間団体が自主的に

行う保健福祉活動に助成
対象▶在宅福祉の普及・向上を目的

とする活動、健康や生きがいづくりを推進する事業、ボランティア活動を活発化する事業など
福祉総務課地域福祉推進室
☎(866)2090

特定給食施設開始届の 提出をお忘れなく

食事を提供する施設のうち、次の対象施設は、給食を開始した日から1か月以内に「特定給食施設開始(再開)届」を市保健所に提出してください。様式は、市ホームページから入手できます。

対象施設▶特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設のうち栄養管理が必要なもので、1回100食以上、または1日250食以上の食事を提供する施設

●問い合わせ 保健予防課☎(883)1178

木質ペレットストーブの 設置費の一部を補助

環境にやさしいペレットストーブ本体と付属品の購入費、設置に必要な工事費に補助します。

対象▶市内に住所があり住居に設置するかた、または市内の事業所などに設置する法人

補助額▶対象経費の2分の1以内(上限20万円)

申請期間▶4月18日(月)から
普及キャンペーンを開催

日時と会場▶4月16日(土)午前10時～午後4時、アルヴェ1階きらめき広場ほか

内容▶ペレットストーブの展示、購入相談、補助制度の説明など

●問い合わせ 環境総務課☎(863)6862

コンポスター購入費を 補助します

家庭で生ごみの減量に活用できるコンポスター(生ごみ堆肥化容器)の購入費の2分の1を補助します。購入前に申請が必要です。

対象▶市内に住む世帯の代表者
補助の上限額▶1基につき3千円(1世帯2基まで)

申請窓口▶環境都市推進課、市民相談センター(市役所本庁1階)、

東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民S.C、岩見三内・大正寺の各連絡所、各地域センター

申請方法▶申請窓口にある申請書に必要事項を記入し、12月28日(水)(郵送は31日(土)まで同窓口へ直接、または環境都市推進課へ郵送でお申し込みください。申請書は

市ホームページでも入手可。

〒011-0904 寺内蛭根三丁目24番3号 環境都市推進課

●問い合わせ ☎(866)2943

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>



■平成28年度の65歳以上のかたの介護保険料

*表中の公的年金には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含みません。

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	33,653円
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	52,349円
第3段階	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	56,088円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	67,306円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	74,784円
第6段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が120万円未満)	89,741円
第7段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が120万円以上150万円未満)	97,220円
第8段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が150万円以上180万円未満)	112,176円
第9段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が180万円以上250万円未満)	119,655円
第10段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が250万円以上300万円未満)	127,133円
第11段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が300万円以上400万円未満)	130,872円
第12段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得金額が400万円以上)	134,612円

平成28年度の介護保険料

65歳以上のかたの、平成28年度の介護保険料は左表のとおりです。今年度から普通徴収(口座振替、納付書による金融機関などでの納付)のかたは、初回の納付が4月から7月に変更になります。



普通徴収のかたの納付

納入通知書は、7月頃にお送りします。納付方法が特別徴収年金からの引き落としに切り替わるかたには、通知書でお知らせします。
口座振替を希望するかたは、金融機関(ゆうちょ銀行も可)窓口へ納入通知書、預貯金通帳、印鑑をお持ちになってお申し込みください。

特別徴収のかたの納付

納入通知書(仮算定)は送付しません。4月・6月・8月に引き落とされる保険料額は、前回(2月)と同額です。10月以降に引き落とされる保険料額から、28年度の介護保険料(年額)に調整します。
なお、6月・8月の保険料額に変更がある場合は、4月中に個別にお知らせします。

■納付に関する相談は介護保険課へ

災害、病気、失業などにより保険料を納めることが困難になった場合や、市町村民税の非課税世帯で一定の条件を満たすかたは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

●問い合わせ

介護保険課 ☎(866)2069

地域づくり交付金の報告会・説明会を開催します

町内会や地区振興会などが行う、個性ある地域づくりや課題解決に向けた活動を支援する「地域づくり交付金」の、平成27年度実績報告会と28年度募集説明会を各地域ごとに開催します。直接会場へお越しください。

各地域の日時と会場

中央：4月13日(水)午後2時～、
中央公民館学習室2
(文化会館4階)

東部：4月13日(水)午前10時～、
東部市民SC

西部：4月13日(水)午後2時～、
西部市民SC

南部：4月15日(金)午後1時30分～、
南部市民SC

北部：4月14日(木)午前10時～、
北部市民SC

河辺：4月13日(水)午後5時～、
河辺市民SC

雄和：4月15日(金)午後3時30分～、
雄和市民SC

平成28年度の申請を受け付け

対象となる活動は、防災、防犯、交通安全、環境整備、美化、世代間交流などです。詳しくは、各地域ごとに左記の市民SCへご相談ください。

交付額▼1件につき5万～50万円

申請期間▼4月18日(月)から5月31日(火)まで

●問い合わせ

東部市民SC ☎(853)1063
西部市民SC ☎(888)8080
南部市民SC ☎(838)1213
北部市民SC ☎(845)2261
河辺市民SC ☎(882)5421
雄和市民SC ☎(886)5550
中央地域のかたは
新庁舎開庁までは、生活総務課(市役所分館)へ。☎(866)2764
5月6日(金)以降は中央市民SC(新庁舎2階)へ。☎(888)5643